

お客様各位

平成27年9月1日

さわやかな秋風が吹く季節、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～消費税改正について
3. 法令改正～120年ぶりの民法大改正について
4. シリーズ～マイナンバー対策 その6

1. 今月の事務

9月は資金繰り計画の策定が重要な時期です。

特に、今年の4～6月は消費が低迷し、その巻き返しを図るため、秋以降の製造・販売計画に基づいて、年末や年度末までの資金繰り計画を策定しておかなければ、年末における歳末セールや賞与の支給など資金需要に対応できるか不安です。借入が必要になる場合は、金融機関に対し、早めに金額と時期を伝えましょう。「資金繰り表」「返済計画表」「業況説明書類」は、借入申込みに際して欠かせない資料です。社内的には、収支計画などと対比させながら、どこ（何）に資金を優先的に充当するかをチェックします。あわせて取引先の信用管理を徹底し、売掛金の完全回収に努めることも大切です。

そして、秋は税務署の新事務年度の方針に基づいて、税務調査が本格化する時期です。常日頃から正しい処理をしていれば、過度に恐れることはありませんが、税務調査の打診があったときは、きちんと説明できるよう準備はしておきましょう。

2. 税制解説～消費税改正について

消費税について一般的には非常に影響の少ない改正が10月にあります。

10月以降に国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」（特定課税仕入）を受けた場合、国内事業者はその役務提供に係る消費税相当額について納税義務が生じ、その消費税相当額について仕入税額控除の対象となります。

但し、課税売上割合が95%以上の事業者は、特例により特定課税仕入れはなかったものとされるため、結局消費税を認識する必要はないこととなります。

あまり意味のない改正ですが、むしろ、当初は消費税が10月以降は10%に引き上げられる予定であったため、会計ソフトが10月以降の取引を自動的に10%で処理しないかを確認する方が重要です。

3. 法令改正～120年ぶりの民法大改正について

120年ぶりとなる民法の大改正が予定されています。

改正の目玉は契約関係を規定している債権法で、下記の4つの影響が大きいです。

①支払時効の統一

改正法では、従来は飲食の債権が1年などとされていた職業別の短期消滅時効が廃止され、消滅時効期間は、「権利行使できると知った時から5年、権利が発生した時から10年」と時効期間が統一されます。実務上は5年で時効が完成するそうです。

②法定利率が5%から3%へ引き下げ

当事者間で定めのない場合に適用される「法定利率」について、民法制定以来5%とされていたものが、現在の金融機関の利率と比べて高すぎることから、今回の改正では、3%に引き下げ、その後3年ごとに見直すこととなります。これを基に約定利率を5%としている契約を見直すことが可能となります。

実は、この影響を最も受けるのが自動車保険で、従来法定利息で計算されていた保険金が増額されるため、加入者から集める保険料を上げざるを得ない状況で、特に自動車を沢山保有している運送会社などが影響を受けそうです。

③保証人の制限・保護

保証人になる手続きは従来簡単でしたが、改正法ではその保証契約締結の1か月以内に公正証書を作成しなければなりません。手続きを煩雑にすれば、当初保証人になるつもりだった人が冷静になり保証人になるのを思い留まらせようとするのが目的です。

但し、会社の経営者や個人事業の事業主とその事業に従事する配偶者はこの公正証書作成の対象から除外されており、簡単に保証人になれるということです。

この機会に、経営者の個人保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」に適合する経営を志向してはいかがでしょうか。

④「定型約款」の改正

「定型約款」の内容が不当に相手方の権利を制限し、かつその取引の態様・実情、社会的通念に照らして、信義則に反するようなものは合意しなかったものと扱われます。

なお、この大改正は平成30年から施行される予定ですので。

4. シリーズ～マイナンバー対策 その6

マイナンバー制度では特定個人情報の提供が厳しく制限されています。特定個人情報とはマイナンバーを内容に含む個人情報のことを指し、「提供」とは法人を超える移動を指します。

そのため、同一法人内部での、例えば営業部から経理部への異動は「提供」には当たりません。

それに対して、同じ系列の法人間で移動する場合は「提供」に当たるため禁止され、これが個人情報保護法との大きな違いであることに留意して下さい。

最近、クラウド上でマイナンバーを管理するサービスが宣伝されていますが、会社からクラウド運営会社にマイナンバーを提供することは認められないため、これはマイナンバーを保有する個人がクラウド上で直接登録するようです。そうすると、従業員などが必ず自身でクラウドにマイナンバーを登録する必要があり、パソコンの不慣れな方にとっては負担になりかねません。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>